

奈良まほろば館チャレンジ販売 出品者募集要領

(令和2年10月～12月実施分)

1 趣旨

奈良まほろば館（東京都中央区日本橋室町 1-6-2）において、短期間のテストマーケティング（以下、「チャレンジ販売」という。）を実施し、そこで得られた商品力向上やニーズの把握等に関する情報を出品事業者にフィードバックすることにより、県内企業の首都圏における販路拡大等を支援する。

2 応募資格

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 奈良県内に本社又は事業所を有し、商品の生産、加工又は販売をしている企業、組合、各種団体、グループ又は個人。
- (2) 次のいずれにも該当しない者。
 - ① 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者。
 - ② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ③ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると者。
 - ⑤ ③及び④に掲げる者のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

3 チャレンジ販売に出品する商品（以下、「チャレンジ商品」という。）の範囲

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 自社で企画・生産（自社で企画を行っていれば、他社に生産委託している商品でも可）を行った商品。
- (2) 首都圏での販路拡大を目指す商品。

- (3) 非食品及び加工食品。※生鮮品は不可とする。
- (4) 過去に、奈良まほろば館の取扱商品として選定されたことがない商品。
- (5) PL（製造物責任）保険（同等以上の賠償責任保険も可。）に加入していること。
- (6) 加工地及び使用原料については、下表のとおり。

加工地 使用原料	全部県内	一部県内	全部県外
全部県内産	○	○	○
一部県内産	○	△	△
全部県外産	○	△	×

○：可。

△：次の要件のいずれかを満たすものは可。

- ①製造加工の最終工程または重要な工程が県内で行われていること
- ②県内で開発された製法・技術を主に用いて製造加工されていること
- ③商品の重要な原材料が県内産であること

×：認めない。

4 チャレンジ商品の販売条件等

- (1) 奈良まほろば館物販運営事業者（以下、「物販運営事業者」という。）による委託販売とする。
 - (2) 販売手数料は希望小売価格の30%とする。
 - (3) 納品及び返品に係る送料等は、出品事業者の負担とする。なお、販売期間終了後に売れ残った商品は、着払いで返送する。
 - (4) チャレンジ販売期間は原則1か月とする。ただし、特別な事情がある場合、物販運営事業者及び出品事業者の両者が了承すれば、販売期間を延長できるものとする。
 - (5) チャレンジ販売期間中、出品事業者の任意により、奈良県産業振興総合センター（以下「センター」という。）が指定する1回の週末に、奈良まほろば館において出品事業者自身による展示販売会を行うことができるものとする。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、展示販売会における試食・試飲は不可とする（個別包装されたサンプルの配布は可とするが、サンプル品の奈良まほろば館内での飲食は不可とする。）。
- ※展示販売会指定日：10月17日・18日、11月28日・29日、12月26日・27日。
- (6) 出品事業者が希望すれば、物販運営事業者より購入者にアンケートはがき（郵送

代は出品事業者負担（後納郵便））を手交する。なお、アンケート内容はセンターと出品事業者が協議のうえ決定し、集計等はセンターが行う。

- (7) チャレンジ商品の陳列については、センターと物販運営事業者との協議のうえ、来店客の目にとまりやすい場所に配置するものとする。

5 申込（出品）可能商品数

1社3商品までとする（サイズ、色、フレーバー違いの展開商品は1商品として扱う。）。ただし、展開商品数が多数になる場合、センターと物販運営事業者との協議のうえ、陳列する商品数を絞る場合がある。

6 フィードバック

- (1) 物販運営事業者は、チャレンジ商品の売上実績（日別）を取りまとめるほか、デザイン、内容及び数量等商品の改善点を考察する。
- (2) センターは、(1)の情報を物販運営事業者から入手し、4(6)のアンケート結果やセンターの助言を加えたうえで、チャレンジ販売終了から概ね1ヶ月後に、出品事業者にフィードバックする。

7 申込方法

(1) 提出資料

- ① 奈良まほろば館チャレンジ販売出品申請書 [1] 及び [2]
※1商品につき、それぞれ1件作成すること。
- ② 写真（外観が分かるもの、中身が分かるものの両方）

※提出資料に基づき、奈良県及び物販運営事業者が出品事業者を選定します。

(2) 提出方法

電子メールにより奈良県産業振興総合センターに提出 ※郵送及びFAXは不可
送付先メールアドレス：innovation@office.pref.nara.lg.jp

(3) 提出期限

令和2年8月7日（金）

(4) 応募にあたっての注意事項

- ① 申込書への記入漏れや提出書類に不備がある場合は、応募を受け付けない。
- ② 特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの産業財産権に関する責任、品質や安全性などの商品に関する責任は、申請者が負うものとする。

8 スケジュール

- | | | |
|---------|--------|--------|
| ① 募集期間 | | 8月7日締切 |
| ② 結果通知 | | 8月下旬 |
| ③ 発注・納品 | 10月実施分 | 9月中旬～ |
| | 11月実施分 | 10月中旬～ |
| | 12月実施分 | 11月中旬～ |

9 お問い合わせ先

奈良県産業振興総合センター 経営支援課（担当 財賀）

- ・ 電話：070-4438-3360（公用携帯電話）
0742-33-0817（代表）
- ・ 電子メール：innovation@office.pref.nara.lg.jp